

生徒の研究論文

士族授産事業の企業性 ―篤好社の事例分析

細 羽 弘 毅

『岡山朝日研究紀要』第42号 別冊附録

岡山県立岡山朝日高等学校

2021年3月

士族授産事業の企業性 ― 篤好社の事例分析

細 羽 弘 毅

はじめに

本稿は、東京大学文学部学校推薦型入試で提出した『黎明2020』所収の「士族授産事業と企業統治 ― 篤好社の事例分析」を加筆修正したものである。

従来、士族授産事業(以後、「授産事業」と略記)失敗の要因として士族の商法と松方デフレ不況を挙げる研究が主流である⁽¹⁾。これらは、史料の多くを『公文録』、『公文雑纂』など官公庁作成史料に依拠している。しかし、官公庁の史料では、各事業の動向は把握できても意思決定の在り方を決める要因までは知ることが難しく、個別事例の検討は表面的なものとなる。その点、近年の、岡本幸雄氏の福岡県の授産事業を対象とした経営史的研究は非常に有意義である⁽²⁾。

岡本氏の研究では、商法による会社制度の確立により、福岡の多くの授産事業が社会事業としての士族救済と企業としての利益追求の間で動揺していたことが示されている。しかし、同氏が大きく扱っているのは福岡県の明治10年代後半から30年代にかけて活動していた事業であり、政府の起業基金等の要因が前述の葛藤に関係していたといえる。これらのみから授産事業と会社制度には構造上の矛盾があったとは考え難く、別の時期の、別の地域の事例検証が求められる。また、岡本氏を含めた先行研究者は経営陣以外の一般社員と授産事業の関係にさほど着目してこなかった。社員が何を望み、経営陣に何を求めたのかは授産事業の動向の大きな要因となるはずである。さらに、旧藩主との関係性の検討も万全とは言えないであろう。確かに、柳川の立花家と興産義社の関係のように授産事業の理念への賛同による贈与金給付という関係もあっただろうが、華族の側でも資産運用の必要性はあり、すべて善意の所産だったかどうかという疑問も残る。

よって、本稿では筆者の地元岡山の授産事業のうち内部史料が比較的よく残されており、主活動時期が松方デフレ以前である篤好社とくこうしゃを取りあげる。同社についての研究は、戦前のものは池田家文庫に残された『篤好社書類』に触れておらず、戦後に池田家文庫が公開された後の研究でもそれらを緻密に分析しているとは言い難い。そこで篤好社の概要を紹介し、『篤好社書類』を中心に同社の経営体制、性格、社員との関係性、旧藩主池田家との関係を検討したい。同史料は篤好社の株主であった池田家の代理人が株主総会等に出席し、文書や演説を筆記したものである。

1 篤好社の紹介

篤好社は明治8(1875)年8月、岡山県の呼びかけに呼応して士族120名で設立された⁽³⁾。当初、趣旨に則り、県庁へ保護を要請したが、岡山県の上申が内務卿大久保利通に却下されたことで、独立した社を設立することになった。発起人は岡山県士族青木順一・松本重任である。⁽⁴⁾ ただし、青木は明治9(1876)年1月岡山県へ出仕が決まったため発起人を辞し⁽⁵⁾、初代社長には丹羽寛夫(旧藩で番頭・2300石取⁽⁶⁾)が就任した。同社は預金を受入れ金穀融通を営み、本店を岡山の栄町(岡山市北区表町)においた(のち中山下に移転)。同年12月には、郡村部6か所(片上・牛窓・吹

上・八浜・和氣・金岡)に支社をおいた⁽⁷⁾。明治10(1877)年には「貸附ノ際物品ノ善悪、地味ノ良否等目慣レザル処ニヨリ、間々誤監失察仕候ニ付」抵当検査のため平民を一部受入れた⁽⁸⁾。

明治11(1878)年、金融部門の負債を賄うため⁽⁹⁾篤好社は醬油醸造・綿糸工業部門を開設し同年から翌年にかけて株式を増募した(以降、「工業開設」はこのことを指す)。これ以降、篤好社は金融・醸造・紡織の三事業を展開する。資本金額は史料・年度によって変動する⁽¹⁰⁾が、自己資本をもとに考えるなら、25,000円程度が妥当である⁽¹¹⁾。

綿糸工業部門においては、開設当初、緞通用の綴れ糸の生産が中心だったが、京都の織殿(二条河原町)に派遣した社員が技術伝習を終え帰岡したため織機を据え付け、織物(主に雲斎)の生産も開始した⁽¹²⁾。『岡山県統計表』では、職工数は明治13(1880)年が50名程度⁽¹³⁾、明治14(1881)年が37名で、その大半は女工(『緒言』に「其株主ノ家族ニシテ有志ノ徒ハ、右工場ニ出テ業ヲ取り」とあるので、社員の妻女であったと思われる)であり、明治13年度の日当は5銭強である⁽¹⁴⁾。織機は「仏蘭西の機」を使用しているが、篤好社の資産状況や伝習先で使用していた機種⁽¹⁵⁾を考慮すると、主力は木製のボタン⁽¹⁶⁾機であると思われる。品質は第2回内国勸業博覧会で褒状を得る⁽¹⁷⁾など一定の水準は満たしていたとみられる。生産能力に関しては、熟練者は一日に2反の織り出しが可能であり、当時としては、決して脆弱ではなかった。ただし、これは熟練者に限った場合であり、非熟練者も多いと考えられる篤好社全体ではもう少し未熟だったと想定できる。

明治13年、有力な資金源だった預金の引き出しが相次ぎ流動資本が枯渇した⁽¹⁸⁾。篤好社は内務省に20,000円の拝借金を要請した結果⁽¹⁹⁾、明治14年、拝借金2,000円が認められた。同年以降の松方デフレで、紡織部門は休業に追い込まれる。また、加工期間が長い醸造部門は、仕込み時はインフレ加熱で材料費が高騰、物価下落により売値が下落し、大打撃をうけた。明治15(1882)年5月に集会を開き、社の維持方法を協議し、同社の株主でもある池田家に救済を嘆願、政府にも追加融資を申請の結果⁽²⁰⁾、8,000円の融資を受けた。結局経営は好転せず石鹼製造など行ったが明治24年に岡山セメント会社となり、経営は平民身分の新興商人に移った⁽²¹⁾。

2 篤好社の体制と性格

篤好社の経営体制を検討するにあたり、社則を見ていきたい。社則には準備段階の未公表の「社則」(明治8年)、設立当初の「旧規則」(同9年)、工業開設時にあたって改正された「更正規則」(明治11年)の三つが確認されている。紙面の関係で実際に運用されていた旧規則と更正規則のみ紹介し、重要な条文は添付資料に掲載した。

旧規則では、次の内容が注目される。

- ①株という表現はあるものの、配当の規定はなく、「貸付の利子」と認識されている。(この条項の話題は株についてであり、別の条項で貸付・預金の利子に言及している。)したがって、証券は「預かり証券」であり、質入れ・売買は認められなかった。
- ②株は一株20円であるが、これと別に身元金として100円を用意させており、これには利子を支払うと定めている。(株金額については準備段階の社則に同様の規定があるが、身元金の規定はない。)
- ③株主総会・取締役会等の規定がない。
- ④社長以下役員人事は株主の投票で決定している。

⑤社員に災害があった場合救助する規定がある。

⑥社員が篤好社に対し資金運用を委任する委任状の提出を求めている。

このように、この段階では企業としての体裁は総じて整っていない。特に、⑤の救助規定は「若干分ヲ就業ノ資トシ、若干分ヲ禍害ノ準備トナ」すという設立の趣意書の理念を反映しており、利益追求よりも相互扶助を意識したものであった。但し、⑥では委任状の宛名は篤好社であり、法人格意識の萌芽は認められる。

次に更正規則の主な特徴をまとめておく。

①資本金を30,000円と明記している。(実際には満たしておらず、かつ社員の入退社により変動した。)

②株式総会時に20株以上保有するものの中から肝煎(取締役に対応)3名を選挙しそのうち1名を社長とする。

③支配人(実務の最高責任者)以下の中・下級役員は肝煎が選任する。

④選挙時に株主一同より社長に委任状を提出し社長・肝煎は本社に誓詞を納める。

⑤毎週土曜、役員を集会を行い、3分の2の賛成で可決。

⑥肝煎のうち1名が監査を、もう1名が商議を担当する。(実際には商議掛は支配人を兼任している。)

⑦株券は社長の許可を受けたうえで譲渡・質入れが可能。

⑧1月・7月に決算を行う。利益金より経費を差し引き、残高を株主に配当する成果配当制。

純益金が総株金の10%を超えた場合、純益金の各5%を積立金・役員賞与にあてる。

⑨毎年2月・8月に株主総会を開催。議決は一株一票制で、多数決で採決される。

⑩身元金・災害救助規定は削除されている。

また、工業開設にあたって作成された創立証書には、社則に存在しない条項があるので同様に紹介する。

⑪各株主は篤好社が廃業する際に負債があれば、株式に応じ完償すること。株主は他の財産に関しない。

⑫永続年限は官許の日より満10年とする。

⑬この証書は一般の私盟会社法に抛り社中一同の利益を謀るため取極めた。

これらの規則から篤好社は自己を企業として認識していたといえる。「はじめに」で触れたように、当時から福岡県の筑陽社や赤松社が商法制定時に授産事業と企業としての在り方の間で葛藤し内部対立に陥るなど、授産事業を企業活動と認識するかは大きな問題だった⁽²²⁾。しかし、篤好社の場合、自らは利益追求を行う企業であると当然のように位置づけている。同社は工業開設時に公開した『緒言』において「一工全ク就レバ又一業ヲ興シ順次拡張シ徐々ニ進ンデ漸ク昌盛ナランコトヲ目的トスル」としているが、「順次拡張」し「昌盛」となることは、まず利益をあげることが前提とするから、理念の上でも営利行為を念頭に置いていたといえるだろう。

また、株式の譲渡の自由、取締役制、定時・臨時両株主総会、有限責任制など企業としての体制が整備され、その特殊性は薄れ、人事権等の経営陣の権限が確立している。そのうえ、篤好社は純益金の90%を配当にまわす利益処分を設定している。これは、純益金の80%程度の配当が平均だった⁽²³⁾明治初期の企業の中でも高い部類といえる。

なお、④にて触れられた誓詞の内容は以下の三条である。

一、当社ノ事務ヲ取扱フニ公平信実ヲ旨トシ決シテ詐偽鹿略ノ取扱イヲ致間敷事

一、当社ノ規則ニ於テ定メタル拙者権限内ノ事ハ謹テ格守シ又其成規ノ趣意ハ一個条タリトモ決テ犯ス間敷又他人ヲシテ犯サセ間敷事

一、当社ノ規則ニ遵ヒ株高帳ニ記載シタル株金ハ他人、質入又ハ借財ノ引当ニ向ケ置事ハ致間敷事

これらの条項からは、経営陣の専断化ないし不安定化への社員の警戒感がうかがえる。判明している限りでは、社長は丹羽寛夫と稲川長典が数期おきに交互に務め、2名の肝煎は監査担当に発起人の松本重任と支配人兼任の遠藤英胤(一期を除く)で固定されており、同社の体制は安定していたといえよう。

つまり、漠然と士族の互助・就業基金の運用団体として出発した篤好社は、明確な指揮系統を必要とする工業という業態に進出するにあたって経営体制を整備する一方で、長期的に強権を発動するワンマン経営体制ではなく、社員と協調しながら規則に則って組織を運用する複数指導体制を選んだのである。

3 社員との関係

では、篤好社と同社の社員とはどのような関係があったのか。それは次の3つである。

①企業一出資者の関係(社員は篤好社に資本を提供し、配当と議決権を得る)

②銀行類似会社一預金者の関係(社員は篤好社に財産を預金し、金利収入を得る)

③企業一労働者の関係(社員は篤好社に労働力を提供し賃金を得る)

一般に、士族授産は③が主目的と考えられている。しかし、篤好社の紡織部門の一人当たりの日当賃金は5銭程度、一年あたり皆勤賃金は15円弱であり、急激に物価が上昇する松方デフレ前の岡山で生活するには、全く足りないといえる。さらに、篤好社の支出に占める費用の割合としては③の比重は②より軽い⁽²⁴⁾。更に、施行細則の『申合規則』の賞与の規定では、雇夫は賞与金を受け取ることはできなかった。

次に②だが、同社は預金を預かり運用する銀行と同様のシステムを採用している。篤好社書類『旧会計』によれば、明治8年(1875)から明治14(1881)年までに支払った預金利子16,702円6銭9厘のうち、社員預金に対するものが12,616円57銭3厘と全体の75%以上を占める⁽²⁵⁾。篤好社にとっては、社員の預金は重要な資金源であるとともに、社員にとって預金利子は貴重な収入だった。しかし、明治10年(1877)に岡山に第二十二国立銀行が設立されると新規の預金は停滞し、明治13(1880)年に至り「金融閉塞金利高昇セシ」ため、明治15(1882)年までに2万円以上の引き出しがあった⁽²⁶⁾。これは篤好社の資金枯渇の直接の原因の一つとなった。

それでは①の関係を見ていこう⁽²⁷⁾。篤好社の配当政策については先に述べた。同社の純益金の90%という高配当は当時の潮流に乗じ、かつ利益を極力社員に還元しようとする姿勢によるものと考えるのが妥当であろう。配当は株主であればもちろん受け取れ、前述の『緒言』にも「利益金ハ積テ数年ニ及フトキハ、自ラ一家ノ産ヲ起スニ足ルヘク」と書かれており、その意義が強調されている。また、社員数は明治8年の開業時には120名だったが、明治10年が94名⁽²⁸⁾と停滞し、明治13年には142名(うち新加入53名)⁽²⁹⁾と急増している。篤好社書類『口演書』のうち一枚に、「新株主へ演舌」というメモが残されており、工業開設後に加入した社員は古参の社員とは別扱いされていたとみられる。彼らが工業開設段階で篤好社に加入したということは、②よりも③の関係を優先しており、設立当初、身元金100円と株金20円を支払い、かつ預金も行ふ余力が

あった古参社員とは入社段階での経済的な余裕や、社への資金面での貢献度に格差があったと考えるべきだ。

このように、篤好社は三つの関係で社員と結びついていた。また、工業開設当初、篤好社内には①・②の配当・利子に期待する古参社員と、③の労賃に期待する新参社員の2タイプが存在した。しかしインフレの過熱により古参社員も窮乏化し預金を引き上げる者が急増したことで②の関係は弱体化し、①とともに③の関係に期待するようになった。そして、その時期に③の関係を主眼とする社員が多数加入した。『公文録』において言及された、篤好社が「該機具〔織機のこと、著者註〕ヲ増設セシメ外事業ニ充ル金額ノ内幾分ヲ転用」し、金融・醸造両業を縮小、紡織部門に資本を集中させようとした動きは、このように解釈できる。

最後に、池田家との関係を紹介する。同家(当主は池田章政)は廃藩置県により、東京在住となったが、旧藩士の一部を引き続き雇用していた。篤好社との交渉を主に行うのは桑原越太郎・水原久雄。明治10年代、池田家は第二十二国立銀行・偕行社(海運会社、本社は神戸だが岡山士族で構成)・岡山紡績所(授産事業、のち岡山紡績会社に改組)の池田家三大事業をはじめとして岡山の地方財界に積極的に投資を行っている⁽³⁰⁾。

この一環として明治12(1879)年5月、池田家は篤好社に加入する⁽³¹⁾。明治12年5月に50株、同年12月に50株、翌13年5月に23株と段階的な株式取得であった。篤好社の情勢をうかがいつつ逐次取得していたことは明白で、配当への期待があったことも想像できよう。株金とは別に、篤好社に対し14,445円19銭5厘の貸付もおこなっている。池田家の加入は授産事業としての支援の意味もあっただろうが、岡山以外では非授産事業へ投資を行っていることから考えると配当・利子収入目当ての投資という側面が強かったようである⁽³²⁾。

これに対し篤好社の側は廃藩置県から10年近くたっても、池田家のことを「御内家様」と表記する⁽³³⁾など主家意識が残っていた。経営不振に陥った篤好社は明治15年6月池田家に拝借金の棄捐・金利の免除を依頼する書状を送った⁽³⁴⁾が、その文は「特別ニ御免被成下候様偏ニ御仁恤ノ程伏而奉歎願候」と締めくくられている。「仁恤」という論理は、旧時代の儒教的理念に基づくものであり、池田家の投資志向とは相いれないものだった。

同年8月に行われた池田家の財産会議において、篤好社は債権整理の対象とされた⁽³⁵⁾。一方、依頼書手交の直前の5月に解散の危機に瀕して開かれた集会における一般の社員向けの演説では、向こう十二年間の預金・公債証書の金利を据え置き、段階的に返金する、という社員の身を切る再建案を「御承諾被下得者別紙予算之通御内家様ニモ御救助相成御模様ニ被為候間」受けいれてほしいと述べている⁽³⁶⁾。篤好社首脳陣は権威と財力をもつ池田家の存在を利用し、社の結合を保とうとしたのである。これは、一見、したたかな戦略にも思えるが、企業を志向した同社が旧時代の人間関係と主従関係の論理に頼らざるを得なかったという意味で、その限界を露呈したものだともいえる。結局、社の維持には成功したものの、救済案のうち、負債の完全棄捐は却下されたようである。

おわりに

士族授産事業である篤好社は当初互助基金的な側面をもって設立され、社の体制は未整備だった。しかし、工業開設に伴う規則改正で、旧藩主とのつながりに頼るなど、不完全な部分はあるが、企業としての体制が整い、肝煎3名による安定した複数指導体制が確立した。

同社の士族救済は、雇用された者が賃金を得るばかりでなく、企業としての原理に則って配当と預金利子によっても手広くなされたが、インフレにより古参社員が窮乏化し、新株主が増加するにつれて雇用数の多い紡織部門が重視されていった。紡織部門は松方デフレで大打撃をうけ、同部門に伴う負債が同社を解散の危機に追い込んだ。

篤好社は同社の社員であった旧藩主の池田家に救助を要請する一方で、池田家の存在を利用して、社員の結合を維持し経営を再建しようとしたが、投資的目的で出資していた池田家は、主従の論理を持ち出した篤好社の要求を受け入れることに難色を示した。

また篤好社の在り方は、岡本氏が紹介する事業と違い、営利会社の性質や配当の恩恵を否定したり、持株の譲渡を禁じたりすることはなかった。これは、その設立時期と出資構造の違いのためだと思われる。同社は、設立時に政府の就業基金や旧藩主・民間からの寄付金に頼らず、自己資金と預金を基盤としたゆえに、資本の株式化・譲渡可能化に抵抗がなく、会社制度を容易に適用できたのだろう。この事例は起業基金制度が開始・浸透していない段階で、授産事業の形態の選択肢の一つとして営利企業の在り方があったことを示唆しているのではないだろうか。

註

- (1) 吉川秀造『全訂改版・士族授産の研究』、吾妻東策『士族授産史』など
- (2) 岡本幸雄『士族授産と経営』にまとめられている。
- (3) 『公文録』明治15年農商務省
- (4) 池田家文庫 篤好社書類『篤好社成立ノ生質并履歴ノ概略』
- (5) 註(4)に同じ
- (6) 岡長平『岡山経済文化史』による
- (7) これらは江戸時代には宿場町・港町として栄えた町場である。
- (8) 『篤好社成立ノ生質并履歴ノ概略』
- (9) 篤好社関係書類『口演書』(新株主へ演舌)
- (10) 社員の脱社・入社の動きが活発なためであろう。また、資本金に借入金・預金を計上する場合がある。
- (11) 篤好社関係書類『簡明要覧表 甲号』、『本社負債高及資産ノ実力・損益計算明細帳』
- (12) 『岡山県史 近代Ⅰ』
- (13) 明治13年『岡山県統計表』は延べ人数で表しており、『予算表』の「年300日ヲ工事ノ日トナシ」という記述をもとに試算した。
- (14) 紡織部門の年間工賃(女工価+男工価)÷職工数(延べ人数)
- (15) 現代日本産業史研究会『現代日本産業発達史』XI繊維(上)
- (16) 木製の高機に飛び杼とジャカードを取り付けた織機。
- (17) 明治14年内国勸業博覧会岡山県出品一覧(岡山県立記録資料館『岡山県明治前期史料』三)
- (18) 篤好社関係書類 明治15年5月『口演書』
- (19) 『公文録』明治14年内務省
- (20) 『公文録』明治15年農商務省
- (21) 註(6)に同じ
- (22) 岡本幸雄『士族授産と経営』。本稿はこれらの事例に着想を得ている。
- (23) 宮本又朗『日本企業経営史研究』

- (24) 篤好社関係書類『旧会計』『新会計』
- (25) この関係は篤好社独自の特種なものに見えるが、金融業は授産事業で選ばれがちな業種であり、他の授産事業研究でも念頭に置くべきである。
- (26) 明治15年5月『口演書』
- (27) 工業開設以前は配当と金利の区分が不分明だったから前述の支出に①の側面を繰り入れて考えるべきかもしれないが、①の性格が強い身元金利子は預金利子に含めておらず、株金は預金額より大幅に少ないのであまり数値に影響はない。
- (28) 『篤好社成立ノ生質并履歴ノ概略』
- (29) 明治13年『岡山県統計表』 篤好社の社員数・職工数は同年度であっても史料によってばらばらである。『統計表』は諸数値が篤好社の会計史料のものと近く、筆者は一部誤りが見られる『岡山県勧業課年報』等より信頼を置いている。
- (30) 河田章『岡山の社会経済史研究』
- (31) 池田家文庫『篤好社株券』
- (32) なお、『申告規則』の写しの、本来書かれるべき賃金の項が空欄となっている事実は池田家が③の関係に無関心だったことを物語っている。
- (33) 明治15年5月『口演書』、『本社負債高及資産ノ実力・損益明細計算帳』
- (34) 篤好社関係書類『奉願』
- (35) 花房義質関係文書『池田家家政改革の件』（『岡山市百年史』資料編Ⅰ所収）
- (36) 明治15年5月『口演書』

参考文献

- 吾妻東策 『士族授産史』三笠書房 1942年
- 安藤精一 『士族授産史の研究』清文堂 1988年
- 岡長平 『岡山経済文化史』松島定一 1939年
- 岡本幸雄 『士族授産と経営』九州大学出版会 2006年
- 岡山県史編纂委員会編 『岡山県史 近代Ⅰ』岡山県 1985年
- 岡山県立記録資料館編 『岡山県史料 三』岡山県立記録資料館 2006年
- 同 『岡山県明治前期史料 二』同 2016年
- 同 『岡山県明治前期史料 三』同 2017年
- 同 『岡山県明治前期史料 四』同 2018年
- 岡山市史編纂委員会編 『岡山市史 産業経済編』岡山市 1966年
- 岡山市百年史編さん委員会編 『岡山市百年史 資料編Ⅰ』岡山市 1993年
- 河田章 『岡山の社会経済史研究』吉備人出版 2014年
- 楫西光速編 『現代日本産業発達史 XI繊維（上）』交詢社出版局（販売）1964年
- 宮本又郎 『日本企業経営史研究 人と制度と戦略と』有斐閣 2010年
- 吉川秀造 『士族授産の研究』有斐閣 1935年

史 資 料

資料 1 社則（旧規則書）

此社ノ設立ハ成功ヲ速ニシテ家祿奉還ノ士族元卒ノ輩一致協力シテ祖先ヲ祭祀シ一家永続ノ基トシテ農ナリ商ナリ就業ノ際ノ準備タルヲ要ス

第壹条

- 一、奉還ハ全高内訳ノ別ナク資本金ノ内ヲ以金貳拾円ヲ一株ト定メ、望ニ任セ幾株ニテモ随意ニ入社スルヲ許ス、竝奉還セスト雖モ家祿ヲ以テ入社スルモ妨ケナキ事

附言

入社ノ義約ヲナス日、壹株金貳拾円ヲ即納スヘシ、此株タルヤ壹名ニシテ数株ヲ持ツハ随意ニシテ、一株ヲ二名ニ維持スルヲ許サス、且此金ハ出納ヲ猥ニナサス、貸付ノ利息壹箇月壹分五厘ト定メ、株元金ニ一倍スルノ機ニ至リ利子ノミヲ附与ス、然レトモ株主ヨリコノ蓄息利子ヲ以テ壹株ヲ増置ナシタキノ望アルハ、更ニソノ株券ヲ渡スヘシ

但貸附ノ抵当ハ不動産ニ限ルヘシ、并限月ハ六箇月ヲ以テ一期限トセリ

第貳条

- 一、入社スルモノハ定約ノ証ヲ表スル為メ、身元金ト称シ金百円ヲ準備ス、此金ハ社員結社ノ基礎ニシテ、平常ハ毎月生スル所ノ利子ヲ区分シテ各員ニ附与シ、社中事アルトキハソノ用度ニ充ルヲ以自由ニ出納ヲ許ササル事

第参条

- 一、株金、身元金共準備セシ上、互約ノ議定書ヲナシ、此金ノ預リ証書第壹号ノ雛形ニ顕スル社名調印ノ券ヲ渡ス、尤此券ハ質入売買ヲ禁スル事

第四条

- 一、貸附ノ利息ハ金高ニ応シテ成規アリ、限月ハ六箇月以内トシ、動・不動産ヲ抵当トス、尤物品、地味共検査ノ上金員ノ多寡ヲ定ヘキ事

但抵当アリト雖、借主壹名ヲ許サス、必ス慥ナル請証人ヲ差加フベシ

第五条

- 一、預リ金ノ利息モ金高ニ応ジ多少ヲ定ム、限月ハ金主ノ意ニ任スト雖モ、三箇月以上トス〔以下、省略〕

第七条

- 一、社員災害アレハ救助スヘキ

但天災地妖、罹病、盗難等、實際ニ就テ救助ノ輕重ヲナスモノトス

第九条

- 一、社長以下役員ハ株主ノ投票ヲ以テ撰任ナシ、年限ハ二ヶ年ト定ル事

但人望ノ帰スル者ハ尚ホ任ヲ重ヌヘシ、又年限アルモ分掌スル所失誤アレハ、社内公議ニ涉シ放免スヘシ

第十四条

- 一、此社ニ入り株主タル上ハ、第二号雛形ノ通り社ヘ向ケ委任状ヲ出スヘキ事

資料２ 更正規則（工業開設後）

篤好社規則

第一条 資本金募集之事

今般当社ノ旧制ヲ改正シ、貸附金、預金及ヒ工業等ヲ専ラトシ、一般ノ金融并ニ營業ノ基本ヲ立ツルコトヲ以テ目的トスベシ

本社ハ岡山県下第一大区三小区御野郡西中山下五番地ニ設立スベシ

当社ノ資本金ハ三万円ト定メ、壹株貳拾円宛ニシテ壹千五百株トナスベシ

但本人ノ望ミニヨリ一名ニシテ数株ヲ有スルモ妨ケナシト雖モ、壹株ヲ数人ニテ有スルヲ許サス右資本金ノ内ヲ以テ各業ノ資本ニ分賦スヘシ

第二条 肝煎、社長撰挙ノ事

毎年二月總會ノ時、総株主ノ内ヨリ貳拾株以上ヲ有スルモノヲ、株主一同ノ入札ニテ、肝煎三名ヲ撰挙シ、ソノ内一名ヲ社長トナスヘシ

但株主ハ一株ニツキ一説ヲ發言シ、投票ヲナスヘシ

第三条 役員ノ事

当社ノ役員ト称スルモノ左ノ如シ

社長 壹人

肝煎 貳人 内壹人検査掛壹人商議掛

支配人 壹人

副支配人 貳人 内壹人貸付課長壹人工業課長

書記 五人

肝煎ハ株主一同ノ入札ニテ撰任セラレ、一ヶ年在職スヘシ

肝煎ハ株主一同ノ入札ニテ重年スルモノトス、又事故アリテ欠員スルトキハ十日前ニ株主一同エ社長ヨリ報告シ、臨時集会ヲナシ、新員ヲ入札スヘシ

肝煎ハ支配人、副支配人、書記方等ノ諸役員ヲ協議ノ上撰任スヘシ、其役員ハ命ゼラレタル年限中奉職スルモノトス

此撰挙ニ当リ上任セル社長エ、株主一同ヨリ社中一切ノ事務総理ヲ委任スル旨ノ委任状ヲ与フヘシ

社長、肝煎ハ当社ノ為メニ規則ヲ奉シ、正実ニ尽カスヘキ趣意ノ誓詞ヲナシ、本社ニ納ムヘシ

第四条 役員集会ノ事

役員ノ集会ハ毎土曜日ノ午後一時ヨリ集会スヘシ

出席ノ役員三分ノ二ニ下ルトキハ之ヲ開クヘカラスト雖トモ、差向タル事件ハ此限ニアラス

事ヲ決スルノ發言、投票ハ三分ノ二ニ下ラサルヘシ

議長ハ常ニ社長ノ任タルヘシ

コノ集会ハ金錢ノ出納、家屋ノ營繕ヲ除クノ外ハ、何事ニ依ラス一般ノ事務ヲ評議シ、相当ノ規則ヲ設ケ、コレヲ施行スヘシ

第六条 役員権限ノ事

社長ハ当社ノ事務一切ヲ総理シ其責ニ任スルノ務アリ、故ニ当社ノ為メニ緊要ナル規則ヲ成定シ、之ヲ社中ニ告示スルノ権アルヘシ

又社長ハ当社ノ諸役人等ノ職掌ヲ分課シ、ソノ身元引受人ヲ約シ、又責罰ノ法ヲ予定スルノ権ア

ルヘシ

商議掛ハ常ニ營業上ノ得失利害ヲ商量討論シ…（省略）又社中一般ニ對シテソノ見込申立等ヲ受ケ附ケ、且所分シ、及ヒ社中ノ差違レニ付採決ノ事ニ任スルモノトス

検査掛ハ当社ノ監察ニシテ常ニ金銭ノ出納ヲ監督シ…（省略）ソノ顛末ヲ時々社長及ヒ株主一同ニ報告スルノ任アリ

支配人以下ハ規則ニ照準シテ、我適任ノ職務ヲ執行フノ權アルヘシ、其定例ナキモノハ一切專斷スルヲ得サルヘシ

第七条 株式譲渡の事

此株券ハ本人ノ勝手ニヨリ肝煎ヘ書面ヲ以テ申出ルトキハ、本店ノ元帳ニ引合セ、社長ノ免シヲ受ケタル上ハ、他人ニ譲渡シ又ハ質入ニナスコトヲ得ルヘシ（以下略）

第八条

毎年一月・七月十五日迄ノ兩度ニ、前半季ノ間ニ取扱イタル事ノ總勘定ヲナシ、其利益金ノ内ヨリ營繕費、俸給、其他社中必需ノ費用ヲ引去リ、其残高ヲ總株ニ割賦シテ壹割以上ニ至ルトキハ、社中ノ積立金及ヒ役員ノ賞與金ヲモ此内ヨリ引去ルヘシ

仮令ハ

利益金高五拾分ノ一 營業地所家屋費ヘ戻シ入

是ハ家屋地所代価ノ全額ニ至ル迄払戻スヘシ

利益金高五拾分ノ一 創立費償却 前同斷

差引殘金（即純益金）、總株高の壹割以上ニ至ルトキハ、

總純益ノ二十分ノ一 積立金 是ハ資本金ノ半額ニ至ル迄ハ積立ツヘシ

純益金ノ二十分ノ一 役員賞與金

是ハ社長、肝煎ノ考ヲ以テ諸役員ニ配當スヘシ、尤時宜ニヨリ増減スルコトアルヘシ

差引殘金高 總株主ヘ配當

此總勘定ハ明瞭ナル一覽表ヲ製シ、毎年兩度ノ總會ニ於テ一同ヘ報告スヘシ

第十四条 總會ノ事

毎年二月一日・八月一日トノ兩度、定式總會ヲ開キ、株主一同集會シ、役員ノ撰挙ヲ初メ申合規則ノ加除、更正等及ヒ凡社中一般ニ關係シ其他重立タル事件ハ、總テ此總會ヲ待テ討議決定スヘシ

總會ニテ事ヲ議スルニ其說ノ多キヲ以テ決定スヘシ、故ニ本人事故アリテ出席セサルトキハ、株主ノ中ニテ委任狀ヲ授ケタル名代人ヲ出スヘシ、〔中略〕右ノ外、社中ノ大事件アルカ、肝煎ノ欠員ヲ急ニ補選スルカ、規則ノ更正又ハ新事業ヲ起ス等ノ事アルトキハ、社長、肝煎ヨリ少ナクトモ十日以前ニ株主一同ヘ報告シ、臨時總會ヲ開キ評議スヘシ

第十五条 検査の事

官庁ノ検査アルトキハ營業ノ実況及ヒ帳簿表式等ニ至ル迄之ヲ開展シ、ソノ検査ヲ請ヘシ

資料3 篤好社役員の変遷

年 月 日	社 長	肝煎（監査）	肝煎（支配人）
明治10年12月	丹羽寛夫	記載なし	記載なし
明治12年5月	稲川長典	松本重任	遠藤英胤
明治12年12月	丹羽寛夫	松本重任	遠藤英胤
明治13年5月	稲川長典	松本重任	赤堀宏綱
明治13年12月	稲川長典	松本重任	遠藤英胤
明治15年2月*	丹羽寛夫	松本重任	遠藤英胤
明治15年6月	丹羽寛夫	松本重任	遠藤英胤

『篤好社成立ノ生質并履歴ノ概略』、『口演書』、『奉願』、『篤好社株券』、『公文録』より作成

* 池田家文庫『御株金御譲渡願』（明治15年12月）は稲川・丹羽の連名で提出された。したがって、この二名が社長格であったと考えられる。また、15年2月の史料は明治14年下半年決算の報告であるため、明治14年下半年の経営陣とみなしている。

資料4 『旧会計』〔抜粋〕

損益勘定 出方

身元金利息	9,265円00銭7厘
社員預金利息	12,616円57銭3厘
社外同上	4,085円49銭6厘
給料	7,867円4銭5厘
社費	6,562円14銭1厘
借入金利息	2,154円14銭4厘
総計	42,550円40銭6厘

資料5 池田家の篤好社株式取得状況

年 月 日	取得株式数	株 番 号
明治12年5月15日	50株	1号～50号
明治12年12月30日	50株	612号～661号
明治13年5月30日	23株	672号～694号
株 式 数 総 計	123株	計2,460円

池田家文庫『篤好社株券』より作成

* 「式千四百六拾円 加入金」（池田家文庫『御俊約手限中御家計取締案』篤好社事件、明治15年）とあるので、これ以外の株券はなさそうである。

主要参考史料一覧

『池田家文庫』（岡山大学附属図書館所蔵）のうち篤好社書類

『篤好社成立ノ生質并履歴ノ概略』 明治8年～10年
『篤好社社則(旧規則)』 明治9年
『緒言』 明治11年8月
『篤好社規則(更正規則)』 明治11年ごろ
『予算表』 同上
『創立証書』 同上
『委任状』 明治12年5月
『誓詞』 明治12年
『申合規則』 明治11年ごろ
『旧会計』 明治14年
『新会計』 明治14年
『口演書』 明治15年2月
『口演書』 明治15年5月
『簡明要覧表』 甲号 明治15年ごろ
『簡明要覧表』 乙号 同上
『篤好社実況上申書』 明治15年6月
『奉願』 同上
『本社負債高及資産ノ実力・損益計算明細帳』 同上
『御株金御譲渡願』 明治15年2月

その他の『池田家文庫』史料

『篤好社株券』 明治12年～13年
『御儉約手限中家計取締案』 明治16年

官公庁作成史料

『岡山県統計表』 明治13年、同14年（岡山県立記録資料館複製史料）
『公文録』 明治14年内務省（国立公文書館所蔵、デジタルアーカイブにて閲覧）
『公文録』 明治15年農商務省（国立公文書館所蔵、『岡山県明治前期史料』四 所収）

『岡山朝日研究紀要』は、本校職員の研究活動や教育実践を、校内ばかりでなく、関係方面にも知っていただき、ご批判ご指導を仰ぐことを目的に発刊されました。とはいえ、コンクール等で受賞した生物部や物理部などの研究発表が、「別冊付録」というかたちで挟み込まれたこともあります(第19号(1998.3)～第23号(2002.3))。歴史研究部部員である細羽弘毅さんは本研究を令和2年度文化祭で展示発表するとともに、論文に仕上げて部誌『黎明2020』(2020.9.12発行)に公表、その完成度の高さに注目が集まりました。第23号以来ほぼ20年ぶりとなりますが、人文科学分野では初となる生徒の自主的な研究活動をここに紹介します。〔編者〕